

(案)

警 備 請 負 契 約 書

北部農林水産振興センター所長（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
とは、甲の所有管理に属する別紙警備計画書記載の警備対象につき、次のとおり警備請負契約を締結する。

第1条 乙は、甲に対し別紙の警備計画書に基づき警備対象の保安警備を実施することを約し、甲はこれに対し報酬（以下「警備請負料」という。）を支払うことを約した。

第2条 前条の警備計画書は、本契約を締結するにあたり、乙が警備対象を調査のうえ作成し、甲の同意を得るものとする。

第3条 期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第4条 警備請負料は、総額金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）とする。尚、契約金の支払いは、月額金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）とし、警備期間が1ヶ月に満たないときは、日割り計算により算出した金額とする。

2 この消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。

3 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額又は減額されるものとする。

4 乙は、警備請負料を翌月10日までに甲に請求し、甲は適法な請求書を受理した日から30日以内にこれを乙に支払うものとする。

5 期限内に支払いがないときは、乙は甲に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）に規定するところにより、遅延利息の支払いを請求できるものとする。

第5条 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）第101条第2項第1号から第3号に該当すると認められるときは、免除することができる。

第6条 警備請負料及び契約条件等は情勢の変化あるいはやむを得ない事情がある場合は、甲・乙適時協議のうえ、これを増減又は改訂することができる。

第7条 警備上必要と認められる諸設備については、次の条件と区分により設置する。

1 警報機器及びこれに付帯する一切の設備（以下「警報装置」という。）については、乙がこれを設置し、乙の所有（添付図面のとおりに）に属する。

但し、電話回線は除く。

2 施工工事完了後において警備対象の増、改新築等により既設の警報装置の移動又は変更等の必要を生じた場合は、事前に乙に通知するものとし、当該工事費は甲が負担する。

又、甲・乙協議により新たに警報装置の付加が必要と認められた場合も同様とし、これに伴い警備請負料を改訂することを認めるものとする。

第8条 甲及び乙は、本契約の締結ならびに実施にあたり知り得た相手方の機密事項を一切漏洩してはならない。

第9条 乙は、乙の設置した警報装置が正常でない場合又は警備計画書に定める義務を怠った場合等、乙の責に帰すべき事由により、甲又は甲の所属職員に損害を与えた場合は次の金額を限度として、その損害を賠償する責を負うものとする。

(1) 身体上の損害については、1事故につき金10億円。

(2) 財物上の損害については、1事故につき金10億円。

但し、上記(1)号及び(2)号を併せて合計1事故につき、金10億円を限度とする。

2 乙は本契約に基づき、警備を実施中に第三者に対し損害を与えた場合には、甲が第三者に対し直接損害賠償の責に任ずるものとし、乙の責に帰すべき事由のあるときは乙はその補償として、客観的に承認された損害額証明に基づき、前項(1)・(2)号に定めた限度内の金額を甲に支払うものとする。

3 甲は前項の事故による損害が発生したときは、速やかに書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

第10条 甲の故意又は過失により警報装置を破損した場合、又は甲の都合により警報装置を撤去する場合、その修理又は撤去に要する費用については、甲がこれを負担する。

但し、契約期間満了に伴う警報装置の撤去に要する費用については、乙の負担とする。

第11条 甲及び乙は解約につき、相当の事由がある場合はその事由を付し、書面をもって相手方に解約の予告をするものとし、書面受領後甲・乙協議のうえ、本契約を解約することができる。

但し、当該月分の警備料金は日割計算により算出した金額とする。

第12条 本契約に定めのない事項については、法令・その他商慣習に従うほか甲・乙協議して決定する。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 : 沖縄県名護市大南1丁目13番11号
沖縄県北部農林水産振興センター
所 長

乙 :